

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2400123 号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第 2500006 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 1 日から昭和 52 年 1 月 1 日まで
② 昭和 53 年 10 月 12 日から昭和 57 年 4 月 22 日まで

請求期間①及び②について、A 社にトラックの長距離運転手として勤務し、月額
35 万円から 38 万円ぐらいの給与を支給されていたにもかかわらず、事業主が、そ
の半分ぐらいの金額で社会保険事務所(当時)に届け出ており、標準報酬月額が、
実際の給与額より低く記録されている。当時の給与額を示す資料として、住宅金融
公庫から住宅建設資金を借り入れたときの書類を提出するので、請求期間①及び②
に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報
酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事
業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそ
れぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のい
ずれか低い方の額を認定することとなるところ、同法による記録の訂正及び保険給
付が行われるためには、請求者の請求期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保
険料控除額を確認することが必要である。

請求期間①及び②について、請求者は、昭和 51 年に住宅金融公庫から住宅建設資
金の貸付を受けたときの金銭消費貸借抵当権設定契約証書等の資料を提出し、「A 社
から、月額 35 万円から 38 万円ぐらいの給与を支給されていた。」旨主張しているが、
当該資料からは、請求者が同社から、その主張する額の給与を支給されていたことを
確認することができない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主
及び役員は既に死亡していることから、請求者の請求期間①及び②に係る報酬月額及
び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間①又は②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に文書照会を行い、一人の同僚から提供された請求期間①の一部の期間に係る同社の給料支払明細書の写し（昭和51年9月分から同年12月分まで）を検証したところ、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者原票において確認できる請求期間①に係る標準報酬月額、基本給と手当等の支給合計額に基づき決定又は改定が行われていることがうかがえるとともに、厚生年金保険料は、前述の標準報酬月額に基づく額を控除していることが確認又は推認できることから、同社では、請求期間①において、厚生年金保険被保険者のそれぞれの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。

加えて、請求期間②の一部の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「給与や社会保険に関する事務は、事業主の妻が行っていたが、社会保険料を減らすために、全社員の給与額を実際の給与額より低く修正して社会保険事務所に届け出ている、と説明されたことを記憶している。給与から控除する厚生年金保険料は、低く修正した給与額に見合う標準報酬月額に基づいた額を控除していたと思う。」旨陳述していることから、同社では、請求期間①より後のいずれかの期間において、実際の報酬月額より低額の報酬月額を社会保険事務所に届け出て、それを基に社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。

また、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。